

令和8年2定 意見案・決議案の状況

<意見案>

R8.7.2 (役員会・総会)

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度					趣旨説明	質疑	反対討論	賛成討論	
			自	民	結	公	共 維					
1 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進等に関する意見書	○ 国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。 1 自衛隊員の給与、住居、福利厚生等を含む処遇のさらなる改善を図ること。 2 自衛隊の人材確保及び人材定着に向け、継続的かつ実効性のある施策を推進すること。 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、再就職支援制度及び相談体制の充実を図ること。 4 地方自治体や民間企業における退職自衛官の活用を促進し、防災・危機管理分野等での人材活用を推進すること。	政 審 (自民)	○	○	○	○	×	○	-	-	○	-
2 自衛官及びその家族の名誉と誇りを守るための意見書	○ 国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。 1 自衛隊が我が国の安全保障及び災害対応に果たしている役割について、国民の理解促進に積極的に取り組むこと。 2 自衛官及びその家族に対する誤った認識や偏見の解消に努め、社会全体で敬意を醸成するための広報・啓発を推進すること。 3 主権者教育、防災教育等において、自衛隊の役割や災害派遣活動への理解を深める取組を推進すること。 4 自衛官及びその家族が安心して任務や生活を送ることができるよう、相談体制や家族支援の充実に努めること。	政 審 (自民)	○	○	○	○	×	○	-	-	○	-
3 真の冤罪被害者の早期救済に向けた再審法改正を求める意見書	○ 国においては、真の冤罪被害者の迅速な救済と司法に対する国民の信頼確保のため、次の事項を実現するよう強く求める。 1 再審請求手続において、捜査機関が保管する証拠及び証拠リストを幅広く開示するとともに、法案にある証拠の目的外使用禁止規定については、請求人・弁護人の防御権及び国民の知る権利を損なうことのないよう見直すこと。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに実質的な制限を設けること。	政 審 (自民)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
4 オンラインを活用した接見等の早期実現を求める意見書	○ 国においては、次の措置を講ずるよう強く求める。 1 本道内においてオンライン外部交通の必要性の高い地域を速やかに選定し、その運用を早期に開始すること。 2 警察署が関係するオンライン外部交通の拡大推進のため、国において、都道府県（都道府県警察を含む）に対する積極的な支援を行うこと。 3 弁護人と被疑者等との間において、接見の秘密が保障される刑事訴訟法第39条第1項に基づく権利としてのオンライン接見が早期に実現されること。	政 審 (自民)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度						趣旨 説明	質疑	反対 討論	賛成 討論
			自	民	結	公	共	維				
5 地方財政の充実・強化に関する意見書	○ 国においては、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たり、地方財政基盤の確立が図られるよう、「骨太方針2024」に基づき、地方一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保した上で、2026年度地方財政計画に準じて、物価高や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、一般財源総額のさらなる充実を図るとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要はもとより、引き続きインフレや円安、原油高による財政状況の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、十分な地方財源の確保・充実を図ること。 2 子育て施策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、社会保障経費が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、必要となる社会保障経費を十分確保しつつ、一般行政経費全体として財源の拡充を図ること。また、社会保障分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を支える財政措置を十分に講ずること。 3 地方公共団体の行う事業において、物価高や労務費の上昇に合わせ、適切に価格転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。 5 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。 6 自治体情報システムの標準化・共通化に関し、システム移行によって増額した各種経費について必要な財源確保を図ること。また、自治体DXに伴い、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策強化などのシステム改修や、事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。	政 審 (民主)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度					趣旨説明	質疑	反対討論	賛成討論	
			自	民	結	公	共					維
6	令和8年度北海道最低賃金の着実な引上げ及び中小企業支援に関する意見書	政 審 (民主)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
7	地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書	政 審 (結志)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
8	持続可能な水田・畑作農業の確立に向けた意見書	農 政 委 員 会	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度					趣旨 説明	質疑	反対 討論	賛成 討論	
			自	民	結	公	共					維
9	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	水産林務委員会	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	○ 国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。											
10	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	建設委員会	○	○	○	○	×	○	-	-	-	-
	○ 国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。											

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度						趣旨 説明	質疑	反対 討論	賛成 討論
			自	民	結	公	共	維				
11 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	○ 国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、次に掲げる事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。 1 義務教育費国庫負担制度の堅持 2 小学校における教科担任制のさらなる強化のほか、地域の教育課題への対応や令和の日本型学校教育の実現に向けた教職員定数の改善充実 3 教員の処遇改善と学校の働き方改革の加速化等の一体的な推進 4 教科書の無償給与の堅持並びに学校給食費の負担軽減、就学援助費及び教材費等の充実 5 児童生徒等の安全・安心な教育環境を実現するための学校施設設備整備予算の充実 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた外部人材の配置やＩＣＴ環境の整備などに関する財政措置の充実 7 物価高騰への対応を含む、学校における教育活動保障のための財政措置の充実 8 部活動の地域展開に対する財政措置の充実	文 教 委 員 会	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
12 私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	○ 国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境や公教育における社会的役割に加え、昨今の物価高騰の影響に対して真摯に向き合い、次に掲げる事項について支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。 1 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえた「経常的経費の２分の１補助」の実現 2 公私間の納付金負担格差の縮小是正とさらなる保護者の負担軽減施策の拡充 3 学校施設に係る耐震化に対する公立学校と同水準の支援、公私を区別しない空調・換気設備等の整備促進 4 公私を区別しないＩＣＴ環境の整備促進 5 都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化 6 光熱費等の物価高騰の影響に対するより一層の支援	文 教 委 員 会	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
13 不妊治療に係る経済的負担の軽減及び支援の充実を求める意見書	○ 国においては、不妊治療を希望する全ての方が安心して治療を受けられる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。 1 不妊治療に係る自己負担について、さらなる軽減を図ること。 2 生殖補助医療を希望する方が経済的理由によって治療を断念することのないよう、支援制度の充実を図ること。 3 地方自治体が実施する不妊治療支援事業に対する財政措置を充実すること。	子 ども 委 員 会	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書	○ 国においては、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正等の必要な法整備を実現することを強く要望する。		取り下げ									

<決議案>

項 目	概 要	発 議	各 派 の 態 度						趣旨 説明	質疑	反対 討論	賛成 討論
			自	民	結	公	共	維				
1 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議	○ 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、さらなる取組の充実を強く図っていく。	政 審 (自民)	○	○	○	○	×	○	-	-	○	-

意見案第 号

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、東アジア地域を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、防衛力の強化とともに、それを支える人的基盤の確保が重要な課題となっている。

我が国最北の地に位置する北海道は、ロシアと接し、広大な海域を抱えるなど国防上極めて重要な地域である。道内には陸上自衛隊の主要部隊が配置され、警戒監視など我が国の安全保障を支える重要な役割を担っている。また、北海道は我が国最大の食料供給地域であり、その安全確保は我が国全体の安全保障にも直結している。

さらに、自衛隊は災害対応においても重要な役割を果たしており、平成30年北海道胆振東部地震では、人命救助や物資輸送等に従事し、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。

このような中、自衛官の要員不足は深刻な状況が続いている。少子高齢化や民間企業との人材獲得競争の激化を背景に、応募者数の減少や中途退職者の増加が課題となっている。また、24時間即応体制や転勤負担、若年定年制なども人材確保・定着への影響が指摘されている。

加えて、退職自衛官は規律意識や危機管理能力等を備えた有為な人材であり、その経験や能力は自治体や民間企業など幅広い分野で活用が期待されている。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自衛隊員の給与、住居、福利厚生等を含む処遇のさらなる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着に向け、継続的かつ実効性のある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、再就職支援制度及び相談体制の充実を図ること。
- 4 地方自治体や民間企業における退職自衛官の活用を促進し、防災・危機管理分野等での人材活用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
防衛大臣	

意見案第 号

自衛官及びその家族の名誉と誇りを守るための意見書

自衛隊は、我が国の独立と平和を守るとともに、大規模災害時には昼夜を問わず被災地へ駆けつけ、人命救助や生活支援に全力を尽くすなど、国民の生命と財産を守る最後のとりでとして重要な役割を果たしている。

その任務は極めて厳しく、隊員は災害や緊急事態が発生すれば家族との時間を顧みることなく現場へ向かう。転勤や長期不在を繰り返しながら隊員を支える配偶者や子ども、そして離れて暮らす家族もまた、自衛官とともにその任務を支えるかけがえのない存在である。

北海道は我が国最北の地に位置し、多くの自衛隊部隊が所在する全国有数の駐屯地を有している。平成30年北海道胆振東部地震をはじめ、多くの災害においても、自衛隊員は危険を顧みず被災者のために尽力し、道民に大きな安心をもたらしてきた。

しかしながら、近年、自衛官やその家族に対する誤った認識や偏見、さらには自衛隊の任務や役割に対する理解を欠く発言や言動が見受けられ、自衛隊員やその家族が心を痛める事例も生じている。

自衛官は経済的事情ではなく、「国を守りたい」「人の命を守りたい」という強い使命感と誇りを胸に、自らの意思で厳しい任務に就いている。その志や人格が偏見や先入観によって語られることは、自衛官本人のみならず、日々その背中を支え続ける家族の尊厳をも傷つけるものであり、決してあってはならない。

自衛隊員が誇りを持って任務を全うし、その家族もまた社会から敬意を持って受け止められる環境を築くことは、安全保障のみならず、我が国の災害対応能力を維持する上でも極めて重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自衛隊が我が国の安全保障及び災害対応に果たしている役割について、国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 自衛官及びその家族に対する誤った認識や偏見の解消に努め、社会全体で敬意を醸成するための広報・啓発を推進すること。
- 3 主権者教育、防災教育等において、自衛隊の役割や災害派遣活動への理解を深める取組を推進すること。
- 4 自衛官及びその家族が安心して任務や生活を送ることができるよう、相談体制や家族支援の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
防衛大臣	

意見案第 号

真の冤罪被害者の早期救済に向けた再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による重大な人権侵害である。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても地域住民の人権保障に直結する極めて重要な課題であり、迅速かつ適正な救済が求められる。

しかし、現行の再審制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示が十分に行われないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、救済まで長期間を要する事例が続いている。

北海道議会においても、令和5年第3回定例会において「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を可決し、再審請求手続における証拠開示の拡充及び検察官不服申立ての制限について国に求めてきたところである。

現在、国会において再審法改正に向けた議論が進められているが、政府提出法案には、検察官抗告禁止の例外規定や、証拠開示範囲が限定されるおそれなど、なお課題が残されている。

よって、国においては、真の冤罪被害者の迅速な救済と司法に対する国民の信頼確保のため、次の事項を実現するよう強く求める。

記

1 再審請求手続において、捜査機関が保管する証拠及び証拠リストを幅広く開示するとともに、法案にある証拠の目的外使用禁止規定については、請求人・弁護人の防御権及び国民の知る権利を損なうことのないよう見直すこと。

2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに実質的な制限を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	

意見案第 号

オンラインを活用した接見等の早期実現を求める意見書

北海道議会は、令和6年第3回定例会において「オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書」を可決し、身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が捜査官らの立会いなく弁護人の援助を受けることの重要性や、本道の厳しい自然的環境等から接見が著しく困難であることを踏まえ、その早期実現を求めてきた。

令和7年には「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、附則第41条において、被疑者等と弁護人等との間で映像と音声の送受信により行う通話（以下「オンライン外部交通」という。）を可能とする運用上の措置を推進することが明記された。衆参両院の法務委員会の附帯決議でも秘密性に配慮したオンライン外部交通の拡大推進が求められ、特に参議院では、同法の施行後3年を目途としたオンライン接見の法制化の必要性の検討が明記された。

しかしながら、令和8年3月末時点で、拘置所等の法務省所管施設では全国13か所でオンライン外部交通の運用が開始されている一方、本道の各警察署ではいまだ開始されていない。

逮捕直後の初回接見は弁護人の助言を得る最初のものであり、被疑者等が早期に弁護人の援助を受けられること、及び、捜査段階において頻度の高い接見を実現できることは、適正な手続の保障と冤罪の防止のために極めて重要である。加えて、起訴後に被告人が拘置支所等の法務省所管施設へ移管される場合に備え、弁護人のいる地域の警察署と当該施設とを結ぶ運用も構築する必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 本道内においてオンライン外部交通の必要性の高い地域を速やかに選定し、その運用を早期に開始すること。
- 2 警察署が関係するオンライン外部交通の拡大推進のため、国において、都道府県（都道府県警察を含む）に対する積極的な支援を行うこと。
- 3 弁護人と被疑者等との間において、接見の秘密が保障される刑事訴訟法第39条第1項に基づく権利としてのオンライン接見が早期に実現されること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	

意見案第 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高対策に加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への対応など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

よって、国においては、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たり、地方財政基盤の確立が図られるよう、「骨太方針2024」に基づき、地方一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保した上で、2026年度地方財政計画に準じて、物価高や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、一般財源総額のさらなる充実を図るとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要はもとより、引き続くインフレや円安、原油高による財政状況の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないように、十分な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て施策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、社会保障経費が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、必要となる社会保障経費を十分確保しつつ、一般行政経費全体として財源の拡充を図ること。また、社会保障分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を支える財政措置を十分に講ずること。
- 3 地方公共団体の行う事業において、物価高や労務費の上昇に合わせ、適切に価格転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 5 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 6 自治体情報システムの標準化・共通化に関し、システム移行によって増額した各種経費について必要な財源確保を図ること。また、自治体DXに伴い、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策強化などのシステム改修や、事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	
デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣(少子政策)	

意見案第 号

令和8年度北海道最低賃金の着実な引上げ及び中小企業支援に関する意見書

北海道の最低賃金は、ここ数年着実に上昇し、一昨年度1000円を超え、現在は時給1075円となった。しかし、それでも全国加重平均である1121円を下回っており、最低賃金の地域間格差は、都市圏への若者の流出や人材確保にも影響を及ぼすことが懸念されている。

政府は、「2020年代に全国平均1500円」という高い目標を掲げ、最低賃金の引上げと中小・小規模事業者への支援を一体的に進めているところである。一方で、最低賃金の引上げを持続可能なものとするためには、適切な価格転嫁や生産性向上への支援など、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を一層推進することが不可欠である。

また、物価上昇が続く中、最低賃金で働く労働者の生活は依然として厳しい状況にあり、地域間格差の是正を図りながら着実な賃上げを進めることは、本道経済の活性化や人材確保の観点からも重要である。

よって、国においては、地域別最低賃金制度の趣旨を踏まえつつ、最低賃金の着実な引上げと中小・小規模事業者への支援の充実に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 政府が掲げる「2020年代に全国平均1500円」という目標の実現に向け、地域間格差にも十分配慮しながら、最低賃金の着実な引上げに必要な施策を推進すること。
 - 2 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づく「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に推進するとともに、地域間格差の是正にも十分配慮すること。
 - 3 業務改善助成金、ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金等の支援策の充実及び活用促進を図るとともに、「中小受託取引適正化法」の適切な運用、「パートナーシップ構築宣言」の普及促進等を通じ、適切な価格転嫁と持続的な賃上げが可能となる環境整備を一層推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
北海道労働局長	

意見案第 号

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

人口減少及び少子高齢化の進行により、特に地方部においては、利用者の減少と採算性の悪化が同時に進行し、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。加えて、運転手不足の深刻化も相まって、このままではバスや鉄道といった交通機関の維持が困難となり、地域住民の移動手段、いわゆる「地域の足」が、地方部のみならず都市部においても失われるおそれが現実のものとなっている。

公共交通は、通学、通院、買い物など住民の日常生活を支えるのみならず、地域経済や観光を下支えする基盤であり、その維持・確保は地域社会の存立に直結するものである。

とりわけ北海道をはじめとする広域分散型の地域においては、自家用車を利用できない高齢者や学生等にとって、地域公共交通は生活に不可欠な移動手段となっている。

こうした実態を踏まえれば、公共交通は、地域住民の生活と経済活動を支える重要な社会基盤であり、地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの構築に向け、国、地方公共団体、交通事業者等が連携して取り組むことが求められている。

しかしながら、現状においては、国において講じられている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく施策や、地域公共交通確保維持改善事業による支援は、対象や支援内容が限定的であり、多くの生活交通は依然として地方公共団体の財政支援に依存しているのが実情である。

これらの経費は、特に人口減少の進行が厳しい地方部において、既に標準的な財政需要となりつつあるにもかかわらず、現状においては、制度的裏づけが十分とはいえない状況にある。

よって、国においては、次の事項について早急に制度的検討を始めるなど、地域交通を将来にわたり持続的に確保するための抜本的な措置を積極的に講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地域公共交通の維持・確保は国家的課題であるとの認識の下、地域公共交通活性化再生法に基づく取組をさらに推進し、地域の実情に応じた交通ネットワークの再構築（リ・デザイン）や、デマンド交通、公共ライドシェア等の多様な移動手段の導入に対する支援を強化するとともに、地方公共団体及び交通事業者への財政的・制度的支援の充実を図ること。
 - 2 特に人口減少が進む地方部において、地域公共交通の維持・確保のため地方公共団体が負担している経費については、その実態を踏まえ、特別交付税措置を含む地方財政措置の充実を図るとともに、運転手確保や車両更新等に対する支援を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	

意見案第 号

持続可能な水田・畑作農業の確立に向けた意見書

北海道の農業・農村は大規模で専門的な経営が中心となり、我が国の耕地面積の約4分の1を占める広大な土地資源を生かし、安全・安心な農畜産物を安定的に生産・供給し続けており、昨年4月に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、北海道が主要穀物などの主産地として明記されるなど、我が国の食料供給地域として北海道への期待と役割は、ますます大きくなっている。

一方、近年では、地球規模での気候変動やロシアによるウクライナ侵攻・中東情勢の緊迫化などにより、営農に必要不可欠な生産資材の価格高騰や安定的な調達に対する不確実性が一層高まっており、農業経営にも多大な影響を及ぼしている中、北海道においても農業従事者数の減少や高齢化の進展、これらに伴う労働時間や機械導入費用の増加など、農業者に過度な負担を強いる悪循環が生じている。

このような中、道では、「第7期北海道農業・農村振興推進計画」を策定し、我が国の食料安全保障に最大限貢献できるよう各般の施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

また、国では、令和7年度からの5か年を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障の強化に取り組むとともに、令和9年度からの水田政策の見直しを進めているが、これらの政策は、農業・農村の持続的な発展と農業経営の安定や再生産・再投資が可能な政策となるよう、地域の実情に即し、生産性の向上につながる制度に見直す必要がある。

よって、国においては、今後とも、地域の担い手が生産基盤である農地を維持し、将来にわたり意欲を持って営農が継続できるよう、次の事項について、十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1 水田政策の見直しや畑作物の直接支払交付金などの経営所得安定対策の検討に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、現行以上の支援水準が確保されるよう、十分な予算を確保し、農業経営の安定化に向けた対策を講ずること。
 - 2 需要に応じた生産や地域作物の振興、輪作体系の確立など、地域の実情に応じた産地形成に取り組めるよう地域が裁量を持って活用できる産地交付金を維持・拡充すること。
 - 3 農地の保全や環境負荷低減への取組に対する支援の強化に向け、日本型直接支払制度の抜本的な見直し・拡充を図ること。
 - 4 高温・干ばつなどの異常気象も頻発する現況を踏まえ、我が国の食料安全保障の観点から、北海道農業の在り方を重視した政策を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	

意見案第 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
復興大臣	

意見案第 号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も重要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	各通
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
国土強靱化担当大臣		

意見案第 号

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

加えて、人口減少や少子化の進行、AI技術の進展など社会の変化が激しい現代において、子どもたち一人一人の健やかな成長を支え、未来を切り開く力を育む必要がある。そのため、相互に多様性を認め合い、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進し、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、地域・家庭と連携して持続可能な教育体制を構築し、子どもたちが未来の担い手として学びの歩みを進める教育を推進していく必要がある。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、次に掲げる事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持
 - 2 小学校における教科担任制のさらなる強化のほか、地域の教育課題への対応や令和の日本型学校教育の実現に向けた教職員定数の改善充実
 - 3 教員の処遇改善と学校の働き方改革の加速化等の一体的な推進
 - 4 教科書の無償給与の堅持並びに学校給食費の負担軽減、就学援助費及び教材費等の充実
 - 5 児童生徒等の安全・安心な教育環境を実現するための学校施設設備整備予算の充実
 - 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた外部人材の配置やICT環境の整備などに関する財政措置の充実
 - 7 物価高騰への対応を含む、学校における教育活動保障のための財政措置の充実
 - 8 部活動の地域展開に対する財政措置の充実
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

意見案第 号

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念の下、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、急速に少子化が進行し、これまで経験したことのない厳しい時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少や長引くエネルギー、食料品等の物価高騰への対応などにより、経営環境はより一層厳しさを増している。

近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有するグローバル人材の育成が急務であり、私学は、こうした人材育成のために、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

国は、今年度より所得制限を撤廃するなど私立高等学校等の授業料の実質無償化拡充を進め、公私間の格差是正に努めているところであるが、私学は依然として厳しい経営を余儀なくされており、その安定性・健全性を高めることが何よりも重要となっている。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境や公教育における社会的役割に加え、昨今の物価高騰の影響に対して真摯に向き合い、次に掲げる事項について支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

記

- 1 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえた「経常的経費の2分の1補助」の実現
- 2 公私間の納付金負担格差の縮小是正とさらなる保護者の負担軽減施策の拡充
- 3 学校施設に係る耐震化に対する公立学校と同水準の支援、公私を区別しない空調・換気設備等の整備促進
- 4 公私を区別しないICT環境の整備促進
- 5 都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化
- 6 光熱費等の物価高騰の影響に対するより一層の支援

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

意見案第 号

不妊治療に係る経済的負担の軽減及び支援の充実を求める意見書

我が国は急速な少子化と人口減少に直面しており、北海道においても出生数の減少が続くなど、地域社会の維持や地域経済の発展、社会保障制度の持続可能性に大きな影響を及ぼしている。未来を担う子どもたちの誕生を社会全体で支える環境整備は、今や喫緊の課題となっている。

そのような中、子どもを望みながらも不妊に悩む方々は少なくなく、不妊治療はその希望を支える重要な医療として広く認識されている。令和4年度から不妊治療への保険適用が拡大されたことは大きな前進であったが、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療においては、保険適用後もなお相応の自己負担が生じており、複数回の治療が必要となる場合には、その負担は決して小さくない。

また、不妊治療の継続には医療費の負担のみならず、仕事や家庭との調整など、身体的・精神的にも大きな負担を伴うものである。さらに、北海道は広域分散型の地域特性を有しており、専門医療機関への通院に伴う負担も大きい。経済的な理由によって治療の継続を断念したり、子どもを持つことを諦めざるを得ないことは本人や家族だけでなく、社会全体にとっても大きな損失である。

不妊治療への支援は、子どもを望む方々の切実な願いを支えるとともに、少子化対策の重要な施策の一つである。誰もが希望を持って治療に取り組むことができる環境を整備するため、さらなる支援の充実が求められている。

よって、国においては、不妊治療を希望する全ての方が安心して治療を受けられる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 不妊治療に係る自己負担について、さらなる軽減を図ること。
- 2 生殖補助医療を希望する方が経済的理由によって治療を断念することのないよう、支援制度の充実を図ること。
- 3 地方自治体が実施する不妊治療支援事業に対する財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	

決議案第 号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を
推進する決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠である。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

拉致問題担当大臣と文部科学大臣は、令和5年4月に「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について(依頼)」を発出し、学校等においてこれまで以上に拉致問題に関する映像作品等を活用するよう依頼している。

学校等でのアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時僕はまだ一歳だった」、子ども向けパンフレット「たいせつな人をとり戻すために」等の活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて、拉致問題に対する理解を促進していくべきである。

よって、北海道議会は、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、さらなる取組の充実を強く図っていく。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北 海 道 議 会